

相模原市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（案）

第1 目的及び対象

1 ガイドライン策定の目的

このガイドラインは、防犯カメラの設置及び運用について配慮すべき事項を定めることにより、防犯カメラの有用性とプライバシーの保護との調和を図り、防犯カメラを適切かつ効果的に活用し、安全で安心して暮らすことができる相模原市を実現することを目的として策定するものです。

2 対象となる防犯カメラ

次の要件を満たすカメラをこのガイドラインの対象としています。

(1) 主として犯罪の防止を目的に設置されたカメラ

※パトロールに使用する青パトカー等に犯罪防止を主な目的として設置されたドライブレコーダーは、対象となります。

※設備や装置等の管理、学術研究、報道等を主な目的として設置されたカメラは、対象となりません。

(2) 次の場所等を撮影範囲とすることにより、不特定多数の方を撮影するカメラ

- ・道路、公園・広場
- ・商店街・繁華街
- ・鉄道駅、バスターミナル
- ・金融機関、小売店・百貨店・複合施設等の商業施設
- ・劇場・映画館・美術館、スポーツ・レジャー施設、観光施設
- ・ホテル・旅館、駐車場 等

※カメラの撮影範囲として、不特定多数の方の出入りが想定されないマンション・アパート等の共同住宅の内部、事業所・工場の敷地内等を専ら撮影している場合は、対象となりません。

(3) 画像を記録媒体（HDD、メモリーカード等）に保存する機能を備えたカメラ

※録画装置を備えていないカメラは、対象となりません。

第2 防犯カメラの設置及び運用に当たって配慮すべき事項

1 設置目的の設定と目的外利用の禁止

防犯カメラを設置し、又は運用する者（以下「設置者等」という。）は、防犯カメラの設置目的（犯罪の防止等）を明確に定め、その目的を逸脱した利用を行わないこととします。

2 撮影範囲の限定

防犯カメラで撮影された画像は、その取扱いによってはプライバシーを侵害するおそれがあります。そこで、設置者等は、不必要な画像が撮影されないように撮影範囲を設定し、設

置場所を定めることとします。

3 効果的な設置

設置者等は、防犯の専門的な知識を持つ方の助言や、地域で作成した防犯マップ等に基づき、より防犯効果が発揮される場所に防犯カメラを設置することとします。

また、地域等においては、防犯カメラの設置等により防犯意識の高揚が図られるよう努めることとします。

4 設置の表示

設置者等は、犯罪抑止効果及びプライバシー保護の観点から、誰でも分かるように、撮影対象区域内又は付近の見やすい場所に、防犯カメラを設置していること及び設置者等の名称を表示することとします。

※設置場所から設置者等が明らかである場合は、表示を省略することができます。

※複数の防犯カメラを設置する場合、全てのカメラに表示を求めるものではありません。

5 管理責任者及び操作取扱者の指定

設置者等は、防犯カメラの管理及び運用を適切に行うため、撮影区域ごとに管理責任者を指定することとします。また、管理責任者が自ら防犯カメラを操作することができない場合は、操作取扱者を指定し、操作等を行わせることとします。

6 設置者等及び管理責任者等の責務

設置者等、管理責任者及び操作取扱者（以下「管理責任者等」という。）は、プライバシーに十分配慮した取扱いをするため、次の事項を守ることとします。

- (1) 撮影された画像を適切に保存し、管理すること。
- (2) 撮影された画像の利用や提供を制限すること。
- (3) 問合せや苦情等に対して適切に対応すること。
- (4) その他防犯カメラの適正な設置及び運用に関し、必要な措置をとること。

7 撮影された画像の適正な管理

画像のデジタル化や記録媒体の小型化、大容量化が進み、画像の複写や持ち出しが容易になっていることから、安全管理対策が必要です。設置者等及び管理責任者等は、画像の漏えい、滅失、改ざん等を防止するため、次の事項に留意して必要な措置を講じることとします。

- (1) モニターや録画装置、記録媒体がある場所は、許可した者以外の立入禁止や施錠等、施設の状態に応じて情報漏えい防止措置を講じること。
- (2) 記録した画像の不必要な複製や加工を行わないこと。また、ビデオテープやDVD等の記録媒体は、施錠のできる保管庫等に保管し、外部への持ち出しや転送ができない措置をとること。
- (3) 画像の保存期間は、設置目的を達成する範囲内で、必要最小限度の期間（おおむね1か

月以内) とすること。ただし、犯罪・事故の捜査等のため特に必要と認められるときは、保存期間を延長することができるものとする。

- (4) 保存期間を経過した画像は、速やかに消去し、又は上書きによる消去をすること。
- (5) 記録媒体を処分するときは、破碎又は復元できない完全な消去等を行い、画像が読み取れない状態にすること。また、処分の日時、方法等を記録しておくこと。
- (6) 防犯カメラの構成機器をインターネットに接続し、又は無線を利用して運用する場合は、情報漏えい防止措置に特に配慮すること。

8 撮影された画像の閲覧・提供の制限

- (1) プライバシー保護のため、画像を第三者に閲覧させ、又は提供することを禁止します。ただし、次の場合は提供できるものとします。

ア 法令に基づく場合

裁判所が発する令状に基づく場合や、捜査機関からの照会（刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項）、弁護士会からの照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）第23条の2第2項）に基づく場合等をいいます。

イ 人の生命、身体又は財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合
行方不明者の安否確認、災害発生時に被害状況を情報提供する場合等が想定されます。

ウ 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のため情報提供を求められた場合
警察の任意捜査への協力や消防署の火災原因調査等があります。

- (2) 上記に該当し、画像を第三者へ閲覧させ、又は提供する場合は、提供等の必要性を十分検討する必要があります。また、画像の提供等をしたときは、提供等の相手、日時、理由及び画像の内容を記録することとし、画像の提供等を求めた者に身分証明書の提出を求める等、身元確認を行うこととします。

9 秘密の保持

設置者等及び管理責任者等は、防犯カメラの管理及び運用を通じて知り得た情報を漏えいし、又は不当な目的のために使用してはならないものとし、その職でなくなった後においても同様とします。

10 個人情報保護法及び個人情報保護条例の遵守

防犯カメラに記録された画像等は、特定の個人が識別できる場合には個人情報に該当し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び相模原市個人情報保護条例（平成16年相模原市条例第23号）により、保護の対象となります。個人情報を取り扱う場合は、このガイドラインのほか、法律や条例の規定に基づき、適正に取り扱うものとします。
※民間事業者の場合、録画された画像を、個人を特定した上、検索可能なデータとして、6ヶ月間で、5,000件を超えて保有すると、法律上の個人情報取扱事業者として、様々な義務が発生することになります。

1 1 問合せ・苦情等への対応

設置者等及び管理責任者等は、防犯カメラの設置・運用に関する問合せや苦情等には、誠実かつ迅速に対応することとします。

1 2 保守点検等

設置者等及び管理責任者は、防犯カメラの機能維持のため定期的に保守点検を行うこととします。また、パソコン等で防犯カメラの画像を取り扱う場合は、最新のウィルス対策ソフトを導入する等、セキュリティ対策に十分配慮することとします。

1 3 業務の委託

設置者等は、防犯カメラの設置、施設管理業務や警備業務を委託する場合は、設置・運営要領の遵守を委託契約の条件にする等、適正な設置・運用を徹底するものとします。

第3 設置・運用要領の作成と適正な運用

設置者等又は管理責任者は、このガイドラインに基づき、利用目的や利用形態に合わせて設置・運用要領を策定し、防犯カメラの適切な設置・運用が図られるよう努めることとします。

【防犯カメラ設置・運用要領（参考例）】

1 趣旨

この要領は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、 が 施設に設置する防犯カメラの設置及び運用について、必要な事項を定めることにより、その適正な設置及び運用を図るものとする。

2 設置目的

防犯カメラは、 施設における犯罪防止や事故防止のために設置することとする。

3 設置の場所等

(1) 別紙配置図のとおり、 施設に 台の防犯カメラを設置する。

(配置図にはカメラの設置箇所及び撮影方向を表示)

(2) 防犯カメラの撮影区域の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。また、表示板には設置者名を記載するものとする。

(設置場所から設置者等が明らかである場合は、表示板の掲示を省略することができます。)

4 管理責任者等

(1) 防犯カメラの適正な設置・運用を図るため、管理責任者を指定するものとする。

(2) 管理責任者は、 とする。

(3) 管理責任者は、防犯カメラの操作を行わせるため、操作取扱者を指定するものとする。

(4) 操作取扱者は、 （又は「管理責任者が指定した者」）とする。

(5) 管理責任者が操作を行う場合は、(3)及び(4)は、不要です。

5 画像の管理

(1) 保管場所

録画装置の保管場所は、 とし、記録媒体は、保管庫に施錠して保管し、原則として、外部への持ち出し及び転送を禁止する。

(2) 立入制限

保管場所には、管理責任者及び操作取扱者(以下「管理責任者等」という。)並びに管理責任者等が許可した者以外は、立ち入ることができない。

(3) パスワード等の適正な管理

管理責任者等は、画像を閲覧するためのパスワード等を適正に管理する。

また、パスワード等は容易に推察されないものとし、定期的に変更を行うとともに、管理責任者等が交代する際には変更するものとする。

(4) 保存期間は、 とする。ただし、管理責任者が特に必要があると認めた場合は、保存期間を延長することができる。

(5) 画像の不必要な複製等の禁止

記録された画像の不必要な複写や加工を行わないものとする。

(6) 画像の消去

保存期間を経過した画像は、上書き等により迅速かつ確実に消去する。

記録媒体を処分するときは、管理責任者を含め複数人で完全に消去されたことを確認した上で処分し、処分した日時、方法等を記載する。

6 画像の利用及び提供の制限

記録された画像は、設置目的以外に利用しないものとする。また、次の場合を除き第三者へ閲覧させ、又は提供しないものとする。画像を第三者へ閲覧させ、又は提供したときは、提供等の相手、日時、理由及び画像等の内容を記録することとし、画像の提供等を求めた者に身分証明書の提出を求める等、身元確認を行うこととする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合

(3) 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のため情報提供を求められた場合

7 問合せ・苦情等への対応

管理責任者は、防犯カメラの設置・運用に関する問合せや苦情等には、誠実かつ迅速に対応することとする。

8 保守点検

防犯カメラの機能の維持のため、____か月ごとに保守点検を行うものとする。